

第1回吹二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る運営業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和3年12月10日（金） 午後7時00分～午後8時30分

【市出席者】

道場 地域教育部長、堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、
山根 同参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要説明】

留守家庭児童育成室の運営を民間委託する目的として、対象学年を年次的に拡大し、6年生までを対象とすることと、開室時間の延長等、社会的ニーズに対応することがあります。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であり、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、令和3年度をもって市内全36育成室の内、12か所の運営業務を委託し、指導員を確保するとともに、委託育成室におきましては、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性についてですが、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、昨年度は6回採用試験を行い、ハローワーク等への求人登録もし、また、昨年度から人材紹介サービスも活用しておりますが、毎年度、転職や引っ越しなどの理由で採用者数と同じぐらいの退職者がいますので、指導員の欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、次の方策を進めていく必要があると考えています。現在の指導員数は101人で、令和5年度以降、毎年2か所ずつ運営業務委託を進めることによって、仮に現状の指導員数で推移したとしても令和8年度の入室児童数の見込みに対する必要な指導員数は98

人となり、欠員の解消が見込めることとなります。

これは、現在見込んでいる児童数であるため、今後変動する可能性はあります。それによって業務委託を進める育成室数についても前後する可能性はありますが、まずは、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、4年間、令和8年度までで、8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、令和3年4月の時点で、12育成室の運營業務を委託しており、教室数の総数が39、入室児童数が1,420人で、その運営に伴う必要な指導員数は59人、補助員や要配慮児童に係る加配配置人数も含めると107人分の職員確保と同じ効果となっています。

続いて、社会的ニーズへの対応ですが、延長保育時間については、現在午後6時30分から30分長い午後7時までとなっており、また、夏休みなどの長期休業期間中の開室を午前8時30分から午前8時とするモデル事業を4か所の委託育成室で今年度の夏休みから実施しているところで、令和4年度に運営事業者を募集する予定の吹二育成室においては、長期休業期間中においては午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例を紹介します。昼食提供等について、保護者の方々の支援の一環で、長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの短縮授業の日に、お弁当やカレー、サンドイッチなどを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員がそのレトルト食品を湯煎している育成室もあります。また、英語レッスンやそろばん教室、コロナ禍で中止とはなっていますが、留学生との交流や事業者が所有する施設を活用した読み聞かせやカラオケ大会など事業者独自の取組も行われており、これらの取組はサービスの向上につながっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば一体何が変わるかというところで、実施主体につきましては、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営をしてまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。また、今まで実施してきた取組やイベントなどを含めて、まずは直営の内容をそのまま引継ぐようお願いしています。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法の変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、提供するおやつの種類や量など、保護者の方々のニーズに合わせて対応ができるようになります。金額は今の月2,000円の水準でお願いす

ることとなり、お支払いは保護者様と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

空調設備の修繕などの施設管理や警備関係の契約、児童が怪我をしたときの賠償責任や傷害保険などは引き続き市で行います。怪我の緊急対応は委託事業者が行いますが、市にも連絡が入りますし、怪我の補償などの最終責任は実施責任者である吹田市となります。

開室時間については、延長保育は午後7時まで、夏休み等の長期休業期間中の開室開始時間は午前8時からを公募の条件として、開室時間を延長する予定です。

続いて、委託している育成室の運営状況の評価について、先ほど説明しましたように実施責任は吹田市となりますので、育成室の運営状況を把握し、必要に応じて指導や改善を求めていくこととなります。月例及び年次報告や市職員による巡回、保護者アンケートなどから市では毎年度評価を行っており、市のホームページに公表しています。評価の方法ですが、委託事業者との当初の契約期間は3年間であり、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っております。また、市職員による現場確認や巡回報告、保護者アンケートの結果等を踏まえて市による評価を行い、3年目については、後ほど御説明させていただきますが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という第三者で構成された附属機関による契約更新の有無を踏まえた評価をいたします。

その附属機関において、契約書や仕様書の履行状況、事業目的を踏まえた保育や運営状況について、判定基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となり、以降は、年1回の保護者アンケートと最終年度には附属機関による評価をしていきます。

アンケートの項目やその他の育成室のアンケート結果などについては、本市ホームページ内の放課後子ども育成室のページで御覧いただくことができます。

次に、なぜ吹二育成室が対象となったのかということですが、業務委託する育成室の選定に当たっては、次の4つの指標で選定をしています。1点目は、令和5年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があることです。これは、早期の指導員の欠員解消を目指すためには、1教室しかない育成室を業務委託しても効果としては薄いと考えており、ある程度の規模の育成室を選定する必要があるためこの指標を設けています。

吹二育成室については、令和6年度以降の入室児童数の見込みでは、3教室での運営を予定しており、2教室のときに運営委託することで、指導員の増員も含めて、円滑に教室を増やして入室を希望する全ての児童を受け入れることができると考えています。吹二育成室においては、大規模な開発があるわけではありませんが、1年生

の入室率と、4年生の継続率が再び増加していることから、入室児童数が80人を超えると見込んでいます。

2点目に、運営する教室が確保できており、安定した運営ができることです。安定した運営を行うために、将来的に教室確保の見通しが立っていることを指標としています。

吹二育成室におきましては、今の育成室の2階に空き教室があり、3教室となっても各教室が近接しており、運営しやすい環境が整っています。

3点目に、運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないことです。こちらは、教室数が増減するほどの入室児童数の大幅な増減がありますと、事業者の雇用の面で負担がかかることとなります。また、小学校の児童数増加による普通教室の増加に伴い、育成室として使用する教室がたびたび変更となると、安定的な保育が継続して提供できなくなるため、この指標を設けています。吹二育成室におきましては、入室児童数が増える見込みではありませんが、育成室として使用する教室の見込みはありますので、運営する教室が不確定といった状況ではありません。

最後4点目に、公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であることです。駅近であることは求人する上で非常に好条件であり、職員を募集すれば需要も高く、良い人材を選任して採用できることから、幅広く、より多くの事業者からの応募を見込んで、より良い事業者を選定するための指標です。

吹二育成室は、阪急吹田駅からも近く、また、近くで保育園や認定こども園を運営している社会福祉法人もありますので、複数の事業者からの応募を見込んでいます。

以上4点の選定基準を満たしている、吹二育成室を選定しました。

これからの進め方で、スケジュールの案として、本日の第1回説明会の後、年明けの1月下旬から2月頃に2回目の説明会を開催したいと考えています。次の説明会では、事業者の公募に関する募集要領や業務仕様書の案についての御説明と、本日この後お時間を設けています質疑において出た御質問に対する回答などを予定しています。

なお、委託事業者の選定に当たっては、令和4年度の4月から7月頃にかけて事業者を公募、選定しまして、8月頃には事業者の御紹介をさせていただきたいと考えています。その後、10月以降に引継保育を開始しまして、令和5年4月から運營業務委託を開始することを予定しています。

令和2年度までの進め方から変更した点としまして、まず、これまでは8月頃に委託候補とする育成室を決定し、半年間で事業者の公募から選定、引継保育を行い、翌年の4月には運營業務委託を開始していました。順に一つずつ御説明させていただきます。

一つ目ですが、より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募します。多くの法人が翌年度以降の事業を計画するには1年前ぐらいから計画を立てることが基本であることから、委託を開始する前年度当初から公募を開始するものです。

二つ目ですが、委託事業者を早く決定することで、余裕を持った求人、指導員確保が可能となります。一つ目と同様に、事業者が前年度の早い段階から計画を立てることで、求人についても余裕を持って行うことができ、必要な指導員を確実に確保し、より良い人材を採用することができると考えています。

最後に三つ目、引継保育期間を最大6か月とすることを検討しています。

事業者の決定を早期に行うことで、新しい指導員が保護者の方々、お子様と信頼関係を徐々に構築していきながら引継保育を実施することができるものと考えています。

次に、どのように事業者を選定するのかについてですが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、学識経験者として2名以内、教育関係者又は児童福祉関係者として1名以内、公認会計士等の会計に関して知識、経験を有する者として1名以内、吹田市立小学校の校長として1名以内の計5名で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内の参画をお願いしています。来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

最後に、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。経験不足によって運営が立ち行かないことを防ぐために応募できる事業者の条件を設けさせていただいており、保育所や認定こども園、幼稚園など児童の保育又は教育の分野に係る事業、放課後児童クラブや一時預かり事業など児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年活動団体などの青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業の運営実績がある法人としています。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しています。

特別委員となられる保護者の方は、一次審査と二次審査に参画していただくこととなり、応募書類の確認や審査していただく上で、応募事業者数によっては長時間の従事も予想されます。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3【質疑応答】

保護者：開室時間で延長保育が午後7時まで、長期休業中の開室開始時間が午前8時からとなるとのことですが、これが直営でできないのはなぜですか。

次に、運営状況の評価で、3年目で附属機関による評価をするとのことですが、それまでの間にとんでもないことが起こってしまった場合はどうなるのか。

また、5、6年生までの保育を対象にさせていただきたいという質問への回答で、指導員が欠員している状況では延期せざるを得ないとありますが、そもそも、5、6年生まで拡大するための運営委託なのではないかと思います。それを仕様書に組み込んだ上で事業者を募集することはできないのでしょうか。

吹田市：直営で開室時間を延長できない理由ですが、現状、指導員が不足しており、長期休業期間中の1日保育など長時間の勤務となる場合、2交代制などの勤務体制をとることが難しく、今現在も指導員の頑張りによって、午前8時30分からなんとか実施できているという状況です。多くの時間外勤務も発生しておりまして、開室時間を延長して、指導員の負担が更に増えると、指導員の退職につながるなど悪循環になっていく可能性もありますので、まずは開室時間の延長ではなく、先に指導員の確保をさせていただいて、安定した職員配置ができるようになってから、直営での開室時間の延長を実施していきたいと考えています。

2点目、3年目の評価までの間に何かあればどうなるのかとの質問ですが、一つのトラブルが起こったからといって直ちに契約解除ということにはなりません、委託契約を締結しておりますので、仕様書の記載事項を満たしていただいた上での保育を実施していただかなければなりませんので、そのあたりは市の職員が巡回を通して確認し、何かあれば指導や是正といった対応を随時していきます。

3点目、5、6年生の受入れについてですが、今回、民間委託を概ね8か所進める計画については、4年生の受入れを維持するために、入室児童も増えていくことも踏まえ、概ね8か所と設定をしています。吹二育成室につきましては、民間委託を進めることで、指導員確保と同等の効果が期待できますが、全ての育成室で5、6年生まで受入れを拡大していきたいと考えておりますので、まず市の全ての育成室で4年生までを受入れ、安定的な運営ができるようになってから、5、6年生の受入れを実現していく予定にしています。そのためには、まず概ね8か所の民間委託を進めてからでないと、結果が見えてこないと考えており、当面の間は5、6年生までの受入れを延期せざるを得ないと判断しています。

保護者：直営での運営に係る費用と、業務委託した後の運営費用では、どちらが高

いのか。もし、その費用負担が増えてくる場合、これから業務委託先を増やしていくということで、将来、保育料の引き上げという形で、保護者に負担が振りがかかってくるのではないか。

吹田市：直営と委託での運営に係る費用ということですが、決して費用を安くするために進めているものではありません。委託料の積算に関しましても直営の運営に係る費用などを基に積算しています。令和2年度の決算では、委託での運営に係る費用の方が多いい状況ですが、理由としては、直営の指導員が欠員状況で、思うように指導員が配置できていない状況もありますので、仮に直営で必要な指導員を配置すれば、同じぐらいの運営費用になると分析しています。

保護者：2点質問がありまして、7月から8月に事業者が決定され、10月から引継ぎが開始される予定とあります。この間2か月しかありませんが、事業者としては、残り2か月で新規採用を始めて、引継ぎをしてもらうことになるので、かなり負担だと思います。下手したら採用者が集まらないのではと思うので、事業者選考の時に、せめて事業者の中で、ベテランの方を複数名指定していただいて、その方々を優先的に10月以降引継ぎに来てもらうことは可能なのか。保護者としては、せっかく採用された方々が引継期間中に辞めてしまうことを最も避けたいと思っていますので、指導員たちが極力変わらないように配慮していただけないのかというのが1点目です。

2点目ですが、今までに委託した事業者の職員は、実際にどれぐらい勤務が続いているのか、育成室ごとに勤務年数等を教えていただきたいです。

吹田市：1点目、8月に事業者を決定して2か月後に引継保育ができるのかということですが、これまでは12月頃に事業者を決定して2月から引継ぎを始めていました。今回からは、4か月早く事業者を決定するスケジュールを予定していますので可能であると考えています。加えて、その事業者選定の評価の際に、10月以降指導員が確保できる見通しがあるかが評価項目の一つとなっていますので、事業者によっては、今から採用しますというところもあれば、内部から異動して確保しますというような事業者もありますので、指導員を確保できる見込みがあるところが高く評価されると思っています。

2点目の今までの勤務年数についてですが、委託運営を開始して1年目、2年目と年数の浅い育成室もありますので、御質問の主旨に沿った勤務年数が出せるかどうか、出し方も含めて一度持ち帰らせていただいて、改めて回答させていただきます。

保護者：仕様書はいつ頃できる予定で、保護者の方にも見せていただけるものなのでしょうか。また、それは毎回同じような内容なのか、それとも吹二育成室なかよし学級用に作成されるのかを教えてください。

吹田市：仕様書につきましては、1月中ぐらいには案という形でお示しする予定と

しており、2回目の保護者説明会で説明させていただきます。保護者の皆様には説明会の1週間前を目途にお配りしたいと考えています。仕様書等に関しましては、事業者選定等委員会で作成することとなりますので、あくまでも事務局である放課後子ども育成室の案として示します。また、仕様書等に関して、保護者の皆様の御意見をお伺いしながら反映できるところは反映させていただきたいと考えています。

保護者：二つ御質問させていただきたいと思っております、一つは特別委員について、保護者として、こちらの意見をお伝えさせてもらえる大きい場なのかなと思っております、今回は保護者会長と相談して決められるということでお話がありましたが、過去の事例として、委嘱のされ方、保護者の誰が特別委員になるのかについてはどのような形で決まってきたのかということと、参加できるのは一次審査と二次審査ということで理解していますが、他に何か御意見をお伝えするような機会があるのかを教えてください。

もう一つは、加配について、業務委託をすることによって、今現在認められている加配の配置が認められないというような変更になる可能性はあるのかということと、先ほど民間事業というところで、独自の内容というものも取り組んでくださるということで、例えば先程のそろばんの話だとかありましたが、配慮を要するお子さんの中には、いろんな特性がおありになって、そろばんの授業を毎日することが、計算力につながるという良いところもあれば、毎日それをするのが大変だという子もちろん出てくるのかなと思うのですが、そういった部分はこれからの加配の決定の判断の中で、加味されるのかをお聞きしたい。

吹田市：一つ目の特別委員についてですが、過去の事例では、基本的には保護者会を通じて推薦をいただいておりますが、保護者会に入っておられない方がなりたいというお声がありましたら、市から全ての保護者に案内させていただいて、抽選で決めるという方法もあります。ただ、今までの事例では、保護者会に御依頼して推薦してもらおうという形をとっています。

審査の参画については、一次審査は書類審査になりますので、書類を見ていただいて、委員全員が一堂に会して審査、採点をしていただきます。次に、二次審査では事業者のヒアリングを通して採点していただきます。

続いて、加配の人数等の決定については市で引き続き行っており、毎年発達段階に応じて加配を決めていますので、学年が上がり落ち着いてきたようであれば、加配が必要ないといった判断になることはあります。

また、独自事業について、そろばんを例に挙げましたけれども、保護者のニーズに合わせて毎日行っているというところです。英会話についても、希望者だけ参加という形で行っていますので、ここは保護者の皆様との御相談だと

考えており、全員参加がいいのか希望者だけにするのか、御相談させていただきながら進めていくものと考えています。

保護者：過去に社会福祉法人の応募が見込まれず、株式会社まで応募できるようにされたと聞きましたが本当ですか。

吹田市：今現在委託している育成室の中にも株式会社はあります。保育園等の運営実績があることが応募資格要件となりますので、社会福祉法人だけではなく、株式会社、NPOなども応募できるようになっています。当初は、市内の社会福祉法人等に限り応募していた時期もありますが、社会福祉法人だけに限ると事業者の応募がなく、指導員が確保できないということで、募集の対象を拡大してきた経過はあります。ただし、運営実績を要件とすることで、現在委託契約を締結している株式会社、NPOでも円滑な運営をさせていただいていますので、特に問題はないと考えています。

保護者：問題のない株式会社だけが応募してくるとも限らないと思います。吹二なかよし学級の民間委託に応募してくるのが、今までの問題ない株式会社だったら良いですが、新たな株式会社が応募される場合もあると思います。それでも、子供の保育にこれまで従事されてきた株式会社が選定されるという理解でよろしいでしょうか。

吹田市：参加資格要件に運営実績を求める項目がありますので、初めて運営する事業者は応募ができません。そのため、他市等で保育園等の運営実績がある事業者が応募されます。株式会社を含めて、間口を広げての募集となりますので、複数の応募事業者の中から、より良い事業者が選定されるということになります。提案内容については、株式会社だけではなく社会福祉法人も含めて適正に選定されていくものと考えています。

保護者：今の株式会社の話の続きになるんですけども、選定委員の中に、公認会計士等の専門的知識を有する方が1名となっていますが、この方が見るポイントとして、例えば事業者の経営実績とかそういう踏み込んだところまで確認される方たちですか。

吹田市：公認会計士等の選定委員の役割はそういった経営実績等を見ていくことなので財務諸表等といった書類を見ていただき、その中で長期的に安定した運営ができるのかどうか、現在、赤字経営ではないのかということと、加えて、昨年度は、経営面でコロナの影響を受けていないかどうかということもヒアリングを通して聞いていただいています。

保護者：子供の人数についてですが、令和5年度以降に、80人を超えると説明がありました。今の在籍人数から、80人を超えるというのが、今のこの校区の人数とか、その辺の現状であまり考えにくいというところがあったので、本当に80人を超えるのかお聞きしたいです。

それから法人が運営に入るところで、営利目的にやっておられると思うんですけども、委託費や保護者からお預けした教材費やおやつ代の使い道に関しては、例えば最後、会計報告をいただけるのか、明確に会計監査された方が確認していただけるのかどうか。

吹田市：まず人数につきましては、令和5年度以降ということで、現在の見込みとしては令和6年度に80人を超える見込みになります。ただ、現在、令和4年度の一斉申込みが終わった時点で約70人近く入室申請されている状況です。我々の見込みでは、令和4年度で57人を見込んでいたところが、既に70人近くの申請があり、今後更に申請されることも予想されますので、もしかすると令和5年度にも80人を超える可能性はあります。1年生につきましても、40人近く申請されている状況ですので、そのお子様たちが2年生になればということを考えていただければ、80人を超える可能性は十分にあります。

続いて、教材費等は市を通さずに、保護者の皆様から直接お金を徴収して運用します。初めての事業者で信頼関係がない中で不安があるという御意見は、これまでもあり、昨年度選定した際の仕様書にも、希望すれば会計を報告するという項目も明記をさせていただいたように、会計報告を求めることは問題ないと考えています。

保護者：来年入室予定ですが、今の育成室がどのようなことをやっているかも分からないので、事前に見学する機会とかもあれば良いなと思います。それから、民間に移った場合がどんな様子かも当然分からないので、他の既に民間委託している育成室を見に行くことは、可能なのかを教えてください。

また、要配慮児童への対応が重要なのかなと思いますが、既に委託している育成室の保護者から、要配慮児童への対応についての声はどのような声が上がっているのか教えてください。

また、児童間でトラブルがあった時の対応がどのようになされるのか、学校と育成室の連携が民間委託することによって、今まで以上に風通しが悪くなってしまわないかなと危惧しており、その辺について教えてください。

吹田市：事前の見学については、コロナの状況や学校等セキュリティ上の問題があり、育成室を通して必要な調整をしていただいた上で、見学していただくことは可能です。他の委託育成室への見学については、保護者の中から数人ということであれば、市が間に入って調整することは可能だと考えていますので、御要望がありましたら、調整させていただきたいと思います。

続いて、要配慮児童への対応について、これまで委託した育成室では、配置する職員が児童に合う合わないということがありますので、保護者と個人懇談等で実際の声をお聞きしながら、配置する職員は決めており、配置してから、児童と合わないなどということで、職員を交代したというようなケースもあり

ます。

最後に、児童間でのトラブルの対応については、一義的には運営事業者に対応していただくこととなりますが、仕様書にも記載しているように、学校と連携して進めていくこととなりますし、実際に現在の委託育成室でも学校と連携して対応しています。もちろん、案件につきましては市にも報告がありますので、市としましてもそれに対してどういう対応をしたら良いか等の指示を出しながら、市と学校と運営事業者で連携して対応しています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回吹二留守家庭児童育成室運營業務委託に係る運營業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和4年3月18日（金） 午後7時～午後8時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、山根 同参事、
山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運營業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運營業務委託による効果は、12か所の育成室の運營業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、令和8年度まで概ね8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、令和4年度に運営事業者を募集する予定の吹二育成室においては、長期休業期間中は、午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等、英語レッスンやそろばん教室などが行われており、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施してまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行い、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただきます。

続いて、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

ここまでの、前回の説明会で説明させていただいた内容で、ここからは、募集要領（案）、仕様書（案）について説明させていただきます。

まず、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務受託事業者共通募集要領（案）について説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件と

しています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、従来は事業者と委託契約を締結した上で、およそ2か月前から引継ぎを開始し、委託料で引継ぎに係る費用を支払っていました。今まで民間委託してきた育成室の保護者の方々や事業者からも引継期間はもう少し長い方が良いとの意見もあり、今回から、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎを受けることができます。加えて、これまでの20日以上かつ80時間以上という要件に加えて、要配慮児童の保育を中心に、4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じ、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員については、十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）について、令和5年4月までは決定した事業者とは委託契約関係にありませんので、契約書ではなく、この連携協定を交わすことで市と事業者で取決めを定めておくものです。内容につきましては、これまで仕様書に記載していた引継保育に関する事と、保護者との打合せに関することをそのまま記載します。また、募集要領（案）に記載している引継保育に関する事項もそのまま記載します。更に、保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、下段に記載のとおり、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を取り消すものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点いたします。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、

出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があり、その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定いたします。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託共通仕様書（案）について説明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

なお、放課後児童支援員とは、保育士や教員の資格がある人で、都道府県が行う研修を修了した人です。また、保育士などの資格がなくても、一定の条件を満たせば、研修を受講することができ、放課後児童支援員になることもできます。

次の主任指導員について、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、主任指導員を1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきまして、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしっかりと確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルギーの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして説明させていただきます。

現在開会中の、令和4年2月吹田市議会定例会において、令和4年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進

めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定するものですが、事前にいただいた保護者の方々からの貴重な御意見を踏まえ、今後加筆修正するなどして委員会に諮問したいと考えています。

スケジュールは御覧のとおり、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和5年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運營業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様にまずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

2【事前質問への回答】

まず一つ目、今までの引継方法は、運営委託開始前に2か月程度実施していました。また、業務委託契約の期間につきましては、引継ぎに係る2か月間と、4月からの運營業務委託を合わせて契約期間としていました。これを今回、業務委託までのスケジュールそのものを大幅に見直し、委託事業者の選定を早めることにより、引継期間を、6か月程度確保することとしました。引継ぎにつきましては、事業者の事情や現場の状況を踏まえ、年間の保育スケジュールや各種行事ごと、育成室での生活に関わる基本的な事柄及び入室児童について引継ぎを行うこととしています。引継期間が最大6か月間と長期間とすることで、今までも行っている文書による事務引継に加えて、実際の保育を指導員と一緒にを行い、児童一人ひとりの様子を丁寧に確認しながら関係性を構築してもらうことをねらいとしています。

二つ目、引継ぎを受けた事業者の指導員が、運營業務委託開始後も吹二育成室に残ることを選定の条件に含めることができるのかという点については、入室している児童とその保護者の方々の負担を軽減することは非常に重要であるため、引継保育に関する連携協定の中に、4月から配置予定の指導員を引継ぎに従事させる旨を記載する予定としています。

三つ目、補助金要領を事前に確認したいということですが、要領案が定まりましたら、保護者の皆様に周知させていただき、4月下旬予定の公募の際に、本市ホームページに掲載する予定ですので、そちらを御覧いただければと思っています。

四つ目、選定方法で最上位と最下位の点数を除くように変更した理由として、一昨

年度の選定委員会で、委員1名の極めて偏った採点が審査全体に影響を及ぼす事案が生じたことで、より公平公正な審査方法に見直すよう求める提言を受けています。市としてはこの提言を受け止めて、フィギュアスケートなどの採点でも採用されているトリム平均という方式を用いることで、極端に高い採点や低い採点を除外して評価する方法を導入しようとするものです。

五つ目、保護者会の活動について、民間になれば改善されるのか、委託が完了した他の育成室の例と併せて教えてほしいという質問です。

現在委託している育成室では、教材費などの徴収を事業者が行うことで、保護者の負担が軽減されたという声を聞いています。また、業務委託をきっかけに保護者会を解散した育成室もあれば、事業者と保護者の方々との協議により、教材費などの徴収を事業者が行い、保護者会活動の一部を担うことで、保護者の負担を軽減しながら運営業務委託開始前と同様の活動を継続しているところもございます。

六つ目、すでに業務委託している育成室における指導員の勤務年数については、実務経験年数の確認が取れた範囲で説明させていただきます。令和3年12月時点では、主任指導員及び週5日勤務の正規職員の平均経験年数が最も長い育成室では16.8年、最も短い育成室では3.5年となっています。また、現在業務委託している育成室の主任指導員は、全員委託開始当初から勤務しています。

ここまでが事前質問に対する回答となります。

3【質疑応答】

保護者：共通仕様書には、1年生から4年生の児童を対象とするとあり、対象学年を6年生まで拡大する可能性がある」と記載がありますが、最初にいただいた資料では、民間委託する目的は6年生までを対象とするというのが目的と書いています。なぜ仕様書では対象児童は6年生までとなっていないのか。次に、開室時間について、土曜保育の実施が毎月第4土曜日となっていますが、毎週土曜日にできないのか、更に曜日によって8時からあるいは8時半から開室としている場合がありますが、何か違う理由はあるのでしょうか。

吹田市：対象となる児童について、あくまで最終的な目的は、6年生までを受け入れることとしていますが、まずは待機児童を解消するために、4年生までの受入れに専念していきたいと考えています。ただ、待機児童の解消、もしくは直営の指導員の欠員解消ができれば、随時、学年の拡大というのは考えていますので、このように表記しています。

次に、なぜ毎週土曜日に育成室を開室できないのかについては、現状でも土曜日の利用率は低い数字で推移しており、利用率と指導員の欠員状況との兼ね合いで、月1回の実施としています。

一日保育中の開室開始時間が8時と8時半からでどういった違いがあるのかについては、8時開室については、学校の長期休業期間中を8時からとし、第4土曜日や学校の代休日については、8時半からとしています。

保護者：第4土曜日の利用率が少ないのは、おそらく第4土曜日に限っているからだと思います。シフト勤務で、もし第4土曜日だけでなければ、利用させていただく土曜日も増えてくるであろうと思います。それから、学校の長期休業期間中に限り8時から開室ということですが、特別支援学校の代休日や土曜日に関しても、仕事している方もいると思うので、全ての開室日を8時開室にすることは難しいのでしょうか。

吹田市：毎年実施している保護者アンケートの中でも、土曜保育を毎週実施してほしいという声や、長期休業期間中の8時開室について御要望をいただいております。ただ、先ほど説明させていただいたように、指導員が不足している状況であり、第4土曜日の開室はモデル事業として実施しているもので、他市においても毎週土曜日に実施していない市もあります。サービス拡充に努めてはいますが、まずは指導員の確保と長期休業期間中の8時開室を目指して進めているところです。8時開室に関しては、現在の8時半開室では学校の登校の時間と異なるため、保護者の負担になっていると認識しています。就労支援の観点から、是正したいと考えていますので、令和3年度から一部の事業者で指導員体制が整い実施可能な育成室から御協力いただき、4育成室で始めたところです。民間委託を概ね8か所進めていくことをきっかけに、委託の公募要件として今後委託する育成室は学校の長期休業期間中の開室開始時間を8時としています。代休日なども早めることができないかということですが、まずは平日の学校の登校時間に合わせたいと考えています。現在はモデル事業での実施であり、保育料に関しては据置きとしています。利用状況の調査を行い、ニーズ量を踏まえて、対象者を絞って実施していくのか、保育料を徴収して実施していくのかを本格実施に向けて検討しているところです。

保護者：吹二育成室に関しては今から委託されるということで、例えば、保護者会でアンケートをとり、半数以上が8時からの開室を希望するとか、毎週土曜日の開室を希望するとなると、仕様書の内容を変更していただける可能性はあるのか、それとも、全体の共通仕様書なので、育成室ごとには変更できないのですか。

吹田市：実施主体は市になりますので、市としては基本的に市内すべての育成室で同じような条件でサービスを提供する必要がありますので、共通仕様書に沿った運営をしていただくということになります。吹二育成室については、委託になれば指導員確保もできて、そういったサービスを実施できるかもしれない

いですが、現在は市として、全体的に公平なサービスを提供するという観点から、同等のサービスを提供するということで考えています。

保護者：特別委員のことで、お聞きしたいことがあります。保護者として、事業者の選定に携わったことはありませんので、特別委員になって事業者を選定していくときに、どのように事業者の選定をしていけば良いのか、不安に思っています。募集要領の採点基準を見ると、直営育成室の標準的な運営状況の評価を普通としてとらえると書いてあるので、標準的な運営を基準にして相対的に事業者の様子を採点していくような流れになると思っています。これを踏まえて二つ聞きたいのですが、一つ目は、もしそういう形で相対的に比較して点数を付けていくのであれば、ここよりも前に書いてあるそれぞれの評価項目については、すべての項目でその標準的な運営の状況というのがどういうものを指しているのかを理解した上でないと、比較して点数を付けることが難しいと思いますので、それぞれの項目について、その標準的な運営状況の評価がどういうものなのかを資料として示していただきたいです。二つ目は、その標準的な運営状況という標準とはどういうふうにして決められているのか、教えていただきたいです。

吹田市：審査基準につきましては、審査の視点に着目していただいて採点していただくこととなりますが、基準はどこなのかということについては、仕様書の業務実施に関する基本的な事項として、放課後児童クラブ運営指針、放課後児童クラブ運営指針解説書の内容を十分に理解した上で業務に当たることとしています。ここに具体的な保育の内容などが記載されていますので、こちらが一定の基準になると考えています。ただ、保護者の方がその基準をどの程度知っているのかということになりますので、特別委員として推薦された方に対しては、改めて個別に説明等はさせていただきます。

保護者：文章から数値化するのはすごい難しく思いますので、丁寧な説明をしていただきたいと思います。

保護者：特別委員については、いつ頃までに推薦すれば良いかスケジュールはありますか。

吹田市：4月の下旬から1か月かけて公募し、その公募が終了してから一次審査、二次審査と進めていきますので、5月中には特別委員を決めていただくこととなります。5月頃に、保護者会長を通じて、特別委員の推薦を依頼するスケジュールで考えています。

保護者：参加資格要件について、反社会的勢力等や犯罪歴のある方はどのように調べられるのか。例えば、法人の代表者や役員の方の犯罪歴も見ているのか、そうだとすると、警察と連携したデータベースで見ているのか、それとも吹田市独自の蓄積したデータで確認されたりはするのでしょうか。

吹田市：吹田市として、暴力団及び暴力団密接関係者とは契約を締結しないこととなりますので、事業者から暴力団及び暴力団密接関係者ではないという誓約書を提出してもらった上で契約を締結しています。代表者の犯罪歴などは、吹田市としても、契約上では確認できないので、そこに関しては調べることはできません。

保護者：指導員の配置等について、本業務の性質上、未成年者に対する性犯罪歴のある者は配置しないとありますが、保護者としては、未成年に限らず性犯罪歴があった時点で嫌だと思いますが、これは変えることはできますでしょうか。

吹田市：市としては、未成年者への性犯罪歴の有無というところが一定の指標だと考えていますので、そのことに関しては明記したいと考えていますが、それ以上は法的に困難と考えています。

保護者：選定等委員会について、何名以内と記載がありますが、何人から構成されるものでしょうか。以内ということはゼロでも良いということですか。

吹田市：基本5名以内ということになっています。これに加えて特別委員が2名以内です。市としては多角的な視点から評価していただきたいと考えていますので、5名を委嘱したいと考えており、これまでも5名の委員で構成されています。特別委員は、保護者の皆様の視点でより良い事業者を選定したいということで2名以内としていますが、必ずしも2名を推薦してくださいという意味ではございません。

保護者：1人の点数の重み、負担や責任を感じて採点すると思います。今回採点方法で変更になった、最上位と最下位の採点を除くという選定方法について、責任を感じながら付けた点数が除かれてしまう可能性があるというのはどうなのかと思います。この選定方法は、もう一度考えていただくことはできないのでしょうか。

選定等委員会から、公正な審査方法を見直してくださいと言われたとのことですが、最終的に、最上位と最下位の採点を除くという選定方法が公正な審査方法になるのかは、選定等委員会に確認するのでしょうか。

吹田市：評価方法の見直しについては、一昨年度の選定等委員会で5名の選定委員全員一致で見直しを提言されたものです。募集要領は選定等委員会で決定されますので、結果的にどう判断されるかは分かりませんが、事務局としてはこの選定方法で提案したいと考えています。

負担や責任などを感じて付けた採点が除外されるのはどうかとの御意見ですが、完全にその評価を無効にしているわけではございません。あくまでも平均の算出方法として除いてはいますが、それ以外で合計点数や最優秀提案者を選定する際には、その点数を考慮しますので、評価が反映されるものと考えています。

保護者：引継期間が最大で6か月程度と明記されていますが、最低は何か月と考えていますか。

吹田市：最低の条件は、20日以上かつ80時間以上と考えています。こちらは従前までの引継期間の条件となっており、最低基準とすることで、更に事業者の方で、要配慮児等の引継ぎが必要と判断されて要請があった場合に、追加で最大6か月の期間で、引継ぎをしていただいたものに対し、補助金として事業者に対し必要経費の支払を考えています。

保護者：10月から引継ぎができれば、6か月確保できると思いますが、スケジュールがずれていった時に、仮に1月から引継保育が開始となり、3か月の引継期間でも、最低基準の20日以上80時間以上を満たしているので、委託するという場合は、保護者等にアンケートを実施していただいて、引継保育を十分にできていることを確認してから委託を開始していただきたいと思います。

吹田市：基準はこれまでどおり20日以上80時間以上となりますが、市としても、しっかりと引継ぎをしてほしいという思いがあるので、最大6か月と明記していますし、補助金に関しましても実績に応じて増額するような形で記載しています。事業者へは、市からも可能な限り丁寧に引継ぎしてほしいということと呼びかけていきます。また、事業者選定の段階で、事業者がどのような引継ぎをしようとしているのか、ヒアリングを通して委員の皆様には事業者の選定をしていただきたいと考えていますし、また、事業者選定後には保護者懇談会を開催しますので、引継ぎの詳細な予定や方針等を保護者の皆様からも事業者を確認していただきたいと思っています。

保護者：1点目、休室日について3月最終の平日を休室日にしている理由を教えてください。2点目、保護者連携等について、紙の連絡帳を想定されていると思いますが、利便性を考えるとインターネットを用いた連絡方法などは御検討いただけるのでしょうか。3点目、募集要領の会計項目の審査基準で、指導員1名当たり年間250万円以上の支払予定があるかと記載がありますが、250万円というのが低すぎるのであれば指導員は集まらないと思いますので、その算定基準を教えてください。4点目、保護者会への関与についてですが、最終的には保護者会の負担をすべて事業者の方で担っていただけるのかお伺いします。

吹田市：1点目については、吹田市内全36育成室で新年度の準備のために、休室しています。2点目については、事業者選定後の事業者との保護者懇談会などで事業者へ要望していただければと思いますが、メールなどをプラスアルファのツールとして、出欠確認や緊急の休み連絡のために導入されている事業者もあります。ただ、連絡帳については、放課後児童クラブ運営指針にも載っていますので、引き続き活用を継続していきたいと考えています。3点目について、

250万円というのは、13時から19時までが留守家庭児童育成室の運営時間単位になっていますので、ここに関しまして直営の平均時間単位や、全国の指導員の平均賃金などを考慮して250万円と設定しており、市として低い設定にはなっていないと考えています。4点目については、事前質問に対する回答でも御説明させていただきましたが、保護者会活動の中の教材費等の徴収については、事業者が行うこととなりますので、負担は軽減されるものと考えています。保護者会は任意の団体となりますので、必要性については、今後、民間委託された場合に保護者会の活動は必要なのか、事業者と協議の上、決めていただければと思います。

保護者：保護者の間でも、保護者会活動に参加したい、参加したくないという意見の違いが出てくるとは思いますが、その場合に市として間に入っていただいて調整していただくべきと考えますがいかがでしょうか。

吹田市：基本的に保護者会は任意団体になりますので、市が関与するものではないと考えています。ただ、保護者会が強制加入になっていることなどで相談を受けることはできると思いますが、今後、保護者会がどういう活動をするのかという点に関しては、保護者会の皆様で考えていただければと思います。

保護者：保護者会が管理している教材費に余剰金が出ていると思っていますが、運営が委託されると、そのお金は市のものになるのか、委託した事業者のものになるのか、方向性を教えてください。

吹田市：保護者会の教材費については、市は管理していません。余剰金についても、それを分配するか、何に使うかというのは保護者会の皆様で考えていただくものと考えています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第1回山二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る運営業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和3年12月11日（土） 午後7時00分～午後8時30分

【市出席者】

道場 地域教育部長、堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、
山根 同参事、山下 同主幹、黒木 同主査

1 【運営業務委託の概要説明】

留守家庭児童育成室の運営を民間委託する目的として、対象学年を年次的に拡大し、6年生までを対象とすることと、開室時間の延長等、社会的ニーズに対応することがあります。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であり、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、令和3年度をもって市内全36育成室の内、12か所の運営業務を委託し、指導員を確保するとともに、委託育成室におきましては、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性についてですが、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、昨年度は6回採用試験を行い、ハローワーク等への求人登録もし、また、昨年度から人材紹介サービスも活用しておりますが、毎年度、転職や引っ越しなどの理由で採用者数と同じぐらいの退職者がいますので、指導員の欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、次の方策を進めていく必要があると考えています。現在の指導員数は101人で、令和5年度以降、毎年2か所ずつ運営業務委託を進めることによって、仮に現状の指導員数で推移したとしても令和8年度の入室児童数の見込みに対する必要な指導員数は98

人となり、欠員の解消が見込めることとなります。

これは、現在見込んでいる児童数であるため、今後変動する可能性はあります。それによって業務委託を進める育成室数についても前後する可能性はありますが、まずは、毎年2か所の育成室の運營業務委託を進め、4年間、令和8年度までで、8か所の運營業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、令和3年4月の時点で、12育成室の運營業務を委託しており、教室数の総数が39、入室児童数が1,420人で、その運営に伴う必要な指導員数は59人、補助員や要配慮児童に係る加配配置人数も含めると107人分の職員確保と同じ効果となっています。

続いて、社会的ニーズへの対応ですが、延長保育時間については、現在午後6時30分から30分長い午後7時までとなっており、また、夏休みなどの長期休業期間中の開室を午前8時30分から午前8時とするモデル事業を4か所の委託育成室で今年度の夏休みから実施しているところで、令和4年度に運営事業者を募集する予定の山二育成室においては、長期休業期間中においては午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例を紹介します。昼食提供等について、保護者の方々の支援の一環で、長期休業中に週1回、また、始業式や終業式などの短縮授業の日に、お弁当やカレー、サンドイッチなどを配達してもらい昼食提供している育成室や、ご飯などの主食とレトルト食品を児童が持参して、職員がそのレトルト食品を湯煎している育成室もあります。また、英語レッスンやそろばん教室、コロナ禍で中止とはなっていますが、留学生との交流や事業者が所有する施設を活用した読み聞かせやカラオケ大会など事業者独自の取組も行われており、これらの取組はサービスの向上につながっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば一体何が変わるかというところで、実施主体につきましては、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営をしてまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。また、今まで実施してきた取組やイベントなどを含めて、まずは直営の内容をそのまま引継ぐようお願いしています。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法の変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、提供するおやつの種類や量など、保護者の方々のニーズに合わせて対応ができるようになります。金額は今の月2,000円の水準でお願いす

ることとなり、お支払いは保護者様と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

空調設備の修繕などの施設管理や警備関係の契約、児童が怪我をしたときの賠償責任や傷害保険などは引き続き市で行います。怪我の緊急対応は委託事業者が行いますが、市にも連絡が入りますし、怪我の補償などの最終責任は実施責任者である吹田市となります。

開室時間については、延長保育は午後7時まで、夏休み等の長期休業期間中の開室開始時間は午前8時からを公募の条件として、開室時間を延長する予定です。

続いて、委託している育成室の運営状況の評価について、先ほど説明しましたように実施責任は吹田市となりますので、育成室の運営状況を把握し、必要に応じて指導や改善を求めていくこととなります。月例及び年次報告や市職員による巡回、保護者アンケートなどから市では毎年度評価を行っており、市のホームページに公表しています。評価の方法ですが、委託事業者との当初の契約期間は3年間であり、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目は年度末1回の保護者アンケートを行っております。また、市職員による現場確認や巡回報告、保護者アンケートの結果等を踏まえて市による評価を行い、3年目については、後ほど御説明させていただきますが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という第三者で構成された附属機関による契約更新の有無を踏まえた評価をいたします。

その附属機関において、契約書や仕様書の履行状況、事業目的を踏まえた保育や運営状況について、判定基準を超える評価となれば、再度5年間の契約更新となり、以降は、年1回の保護者アンケートと最終年度には附属機関による評価をしていきます。

アンケートの項目やその他の育成室のアンケート結果などについては、本市ホームページ内の放課後子ども育成室のページで御覧いただくことができます。

次に、なぜ山二育成室が対象となったのかということですが、業務委託する育成室の選定に当たっては、次の4つの指標で選定をしています。1点目は、令和5年度以降に、3教室以上での運営が見込まれており、指導員の欠員解消に一定の効果があることです。これは、早期の指導員の欠員解消を目指すためには、1教室しかない育成室を業務委託しても効果としては薄いと考えており、ある程度の規模の育成室を選定する必要があるためこの指標を設けています。

山二育成室については、現在、4教室からなる育成室棟の増築工事を行っており、令和5年度からは新育成室での運営となり、入室児童数の見込みは150人となっています。

2点目に、運営する教室が確保できており、安定した運営ができることです。安定

した運営を行うために、将来的に教室確保の見通しが立っていることを指標としています。山二育成室については、令和5年度から4教室からなる育成室の専用棟で運営しますので、そういったところをここの指標で考慮しています。

3点目に、運営を委託した後に、教室数の大幅な増減を伴う入室児童数の変動や、現時点で運営する教室が不確定でないことです。こちらは、教室数が増減するほどの入室児童数の大幅な増減がありますと、事業者の雇用の面で負担がかかることとなります。また、小学校の児童数増加による普通教室の増加に伴い、育成室として使用する教室がたびたび変更となると、安定的な保育が継続して提供できなくなるため、この指標を設けています。山二育成室におきましては、入室児童数が増える見込みではありませんが、育成室として使用する教室の見込みはありますので、現時点では、運営する教室が不確定といった状況ではありません。

最後4点目に、公共交通の利便性が良く、社会福祉法人を含む、幅広い事業者の応募が期待できる立地であることです。駅近であることは求人する上で非常に好条件であり、職員を募集すれば需要も高く、良い人材を選任して採用できることから、幅広く、より多くの事業者からの応募を見込んで、より良い事業者を選定するための指標です。

山二育成室は、JR千里丘駅からも近く、また、近くで保育園や認定こども園を運営している社会福祉法人もありますので、複数の事業者からの応募を見込んでいます。

以上4点の選定基準を満たしている、山二育成室を選定しました。

これからの進め方で、スケジュールの案として、本日の第1回説明会の後、年明けの1月下旬から2月頃に2回目の説明会を開催したいと考えています。次の説明会では、事業者の公募に関する募集要領や業務仕様書の案についての御説明と、本日この後お時間を設けています質疑において出た御質問に対する回答などを予定しています。

なお、委託事業者の選定に当たっては、令和4年度の4月から7月頃にかけて事業者を公募、選定しまして、8月頃には事業者の御紹介をさせていただきたいと考えています。その後、10月以降に引継保育の開始を検討しており、令和5年4月から運営業務委託を開始することを予定しています。

令和2年度までの進め方から変更した点としまして、まず、これまでは8月頃に委託候補とする育成室を決定し、半年間で事業者の公募から選定、引継保育を行い、翌年の4月には運営業務委託を開始していました。順に一つずつ御説明させていただきます。

一つ目ですが、より良い事業者を選定できるよう、多くの事業者が応募しやすい時期に公募します。多くの法人が翌年度以降の事業を計画するには1年前ぐらいから計画を立てることが基本であることから、委託を開始する前年度当初から公募を開始するものです。

二つ目ですが、委託事業者を早く決定することで、余裕を持った求人、指導員確保が可能となります。一つ目と同様に、事業者が前年度の早い段階から計画を立てることで、求人についても余裕を持って行うことができ、必要な指導員を確実に確保し、より良い人材を採用することができると考えています。

最後に三つ目、引継保育期間を最大6か月とすることを検討しています。

事業者の決定を早期に行うことで、新しい指導員が保護者の方々、お子様と信頼関係を徐々に構築していきながら引継保育を実施することができるものと考えています。

次に、どのように事業者を選定するのかについてですが、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、学識経験者として2名以内、教育関係者又は児童福祉関係者として1名以内、公認会計士等の会計に関して知識、経験を有する者として1名以内、吹田市立小学校の校長として1名以内の計5名で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内の参画をお願いしています。来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

最後に、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。経験不足によって運営が立ち行かないことを防ぐために応募できる事業者の条件を設けさせていただいており、保育所や認定こども園、幼稚園など児童の保育又は教育の分野に係る事業、放課後児童クラブや一時預かり事業など児童の福祉や健全育成又は子育て支援の分野に係る事業、青少年活動団体などの青少年教育施設等における青少年活動の分野に係る事業の運営実績がある法人としています。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

その後、7月から8月頃に事業者が決定するスケジュールを予定しております。

特別委員となられる保護者の方は、一次審査と二次審査に参画していただくこととなり、応募書類の確認や審査していただく上で、応募事業者数によっては長時間の従事も予想されます。

2 【事前質問への回答】

配付資料のとおり

3 【質疑応答】

保護者：引継期間は最大6か月とありますが、減る可能性はありますか。最低6か月は実施していただきたいと思っています。引継ぎの人数・頻度など、内容の詳細

細を教えてください。

吹田市：事業者による指導員の確保状況にもよるため、最大6か月という記載をしていますが、主任指導員、学級担任、配慮を要する児童への加配配置となる予定の職員に対しては、可能な限り十分な引継ぎを受けていただくよう事業者と調整していきたいと考えています。

具体的な引継ぎの内容については、現在の直営の指導員とともに保育に入っただけであることを考えています。実際に保育に携わっていただいて、児童との関係を構築してもらいたいと考えています。

保護者：引継保育の頻度について、最大6か月とあるが、毎日なのか、週1回なのか教えてください。

吹田市：頻度については、これまでの20日以上かつ80時間以上という基準を最低ラインとして、今回、引継期間を延ばしていますので、これまで以上の引継保育ができるものと考えています。

現在80時間以上という基準を設けていますが、これまでの実績として、事業者によっては120時間程度の引継保育を実施しています。一日中保育に入っているというわけではなく、一日に2時間だけという日もあります。最初は週1回など徐々に引継ぎに入っただけ、2月、3月には毎日入っただけのように考えています。

保護者：引継保育について、現在3クラスありますが各クラスで引継保育を実施していただけるのか。引継保育に来られた方が委託後の4月以降も必ず勤務していただけるのか。

吹田市：各クラスに20日以上かつ80時間以上という基準がありますので、各クラスに引継職員が入ることになります。必ずしも各クラスに引継ぎに入る職員がそのクラスの担任になるとは限りませんが、主任指導員については、全てのクラスに入っただけで引継保育を行っていただきます。

次に、引継保育に入った職員が委託後の4月以降も勤務するという確約については、雇用関係などもありますので仕様書に明記することはできませんが、事業者決定後に保護者様との懇談会などで指導員の確保状況や引継方針などを確認することができます。基本的に代える前提で引継保育に参加させる事業者はありませんので、4月以降も働く前提で引継保育に入っただけになります。これまで4月に入ってすぐに辞めてしまった事例はありましたが、基本的には引継ぎした方が4月以降もそのまま働いていただいています。

保護者：1点目、運営についてお願いになりますが、独自事業などの説明がありましたが、サービスの内容がいくら良くなったとしても、今、山二育成室で大事にされている、子ども達が自主的に決めて行っていく行事の中身の部分が引

き継がれるのか。行事の外側だけ引き継いでもらっても、中身を子どもたちが受け身になってしまうと、これまで引き継がれてきた山二育成室の文化というものが無くなってしまふのではと懸念しています。引継ぎの中で、サービス提供者と子どもたちが一方通行なものにならないように声かけをお願いしたいです。

2点目、性犯罪歴の確認をどうするのかという質問に対して、仕様書に明記すると回答がありましたが、それだけでは不安です。他の手段で確認はしないのですか。

吹田市：一点目の独自事業については、あくまで保護者様と協議しながら行っていく事業となります。山二育成室の文化についても、仕様書に明記していますとおり基本的にはそのまま引継いでいただくものとなっています。引継保育では、イベントなどにも実際に携わりながら、どういう形で直営の指導員が児童と関わっているか、ねらいや目的なども共有しながら引継ぎを行っていきたいと思います。

二点目の性犯罪歴の確認についてですが、市では、履歴書に犯罪履歴の記載欄を設けるとともに、必ずヒアリングを通して性犯罪歴がないか確認しています。また、事業者も同様の対応を行っているとお聞きしています。

保護者：令和4年6月～7月頃に委託事業者を決定するとありますが、選定の結果、委託事業者が決まらなければ、これらのスケジュールは一年ずれることになるのでしょうか。

吹田市：委託事業者が決まらなかった場合は、令和5年度からの委託はできませんので、改めて来年ということにはなりますが、令和6年度からの民間委託候補の育成室については、まだ選定していませんので、再度、山二育成室が選ばれるとは決まっています。その時点でふさわしい育成室を選定していきますので、仮に山二育成室が選定された場合は、同様のスケジュールとなる予定です。

保護者：引継期間についてですが、新たに配置される方全員が引継保育に入られるのか、また、事業者の体制が整わず、仕様書記載の引継日数・時間を満たせなかった場合でも4月から委託するのか。

吹田市：必ずしも全員同じ人が入るわけではありません。20日以上かつ80時間以上という要件がありますので、基本的には、主任指導員は入っていただくことにはなりますが、担任などは、委託事業者による指導員の確保状況によっては3月からの引継ぎという可能性もあります。人が確保できず、仕様書を満たさなかった場合は、改めて4月以降の引継ぎなどの検討はできると考えています。

保護者：この20日以上かつ80時間以上で引継ぎに必ず入るのは数人ということですか。主任指導員と担任だけが絶対の条件ということですか。

吹田市：各クラスに20日以上かつ80時間以上という基準を設ける予定としていますの

で、山二育成室においては、3人は引継保育に入ることとなります。引継ぎに担任が必ず入るかは確約できませんが、市としてもお願いしますし、保護者様との懇談会の時にも伝えていただければと思います。

保護者：特別委員についてですが、公務員として従事することになりますと資料に記載がありますが、具体的にどういうことでしょうか。

吹田市：特別委員2名ということで選定委員会に参画していただく予定としています。附属機関は、吹田市が委嘱し中立的な立場で事業者を審査していただく機関となり、審査に当たっては公平・公正な審査を行っていただきますので吹田市職員として任命させていただきます。

保護者：報酬などがあるということですか。

吹田市：そのとおりです。

保護者：令和3年度委託運営を開始した育成室の保護者の方から、直営の時の指導員が半数以上委託事業者に転職されたため、子どもも保護者も安心して預けられたと聞きました。事前質問への回答でも、直営指導員が委託事業者での勤務を希望する場合は、転職することを妨げるものではありません、と書かれています。もし御存じであれば経過をお伺いしたいです。

吹田市：まず、民間委託の目的は指導員確保となりますので、市としては、直営指導員の皆さんには引き続き市で勤務していただきたいと思っています。委託事業者への転職の経過としては、指導員によっては、引き続き同じ育成室で働きたいので、委託事業者への転職を選ばれた指導員もいました。

保護者：民間委託が人員不足の解消につながるということに疑問があります。職員の採用基準について、直営の採用基準に基づいて、民間でも採用していただけるのか。また、民間であればフルタイム雇用ができる事例として、午前中保育園で勤務し、午後から育成室で勤務しているとありましたが、かなり負担なのではないかと思います。これまでの事業者の中でハードワークだったため、辞められたなどはありますか。

吹田市：吹田市の採用基準については、基本的には、有資格者かどうか基準になりますので、委託事業者でも同じような基準で採用はされています。また、書類だけではなく、面接を通して人柄なども見て採用していると聞いています。

保育園と兼務している職員については、フルタイムでの雇用を求めている方が、育成室と保育園を兼務していると聞いていますので、保育園と兼務したから辞めるということではなく、フルタイムでの雇用を希望している職員が現在も長く働いている状況と認識しています。

保護者：事業者の募集方法について、近隣の社会福祉法人などにお声かけをされるのか、ホームページに掲載するだけなのかお伺いしたいです。

吹田市：近隣の保育園などの運営事業者には声を掛けさせていただきたいと考えてお

りますし、それだけではなく、幅広く声をかけて複数の事業者から応募していただけるようにしていきたいと考えています。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)

第2回山二留守家庭児童育成室運営業務委託に係る運営業務委託説明会 要旨

【開催日時】

令和4年3月12日（土） 午後7時00分～午後8時30分

【市出席者】

堀 地域教育部次長、岡本 放課後子ども育成室参事、山根 同参事、山下 同主幹

1 【運営業務委託の概要、仕様書（案）・募集要領（案）の説明】

まず、第1回目の説明会でも説明させていただきましたが、簡単に育成室の運営を民間委託する目的から説明させていただきます。

現状につきましては、平成29年度に対象学年を4年生まで拡大したものの、想定を超える利用児童数の増加に伴い、配置する指導員が不足し、待機児童が生じる状態であるため、当分の間は、4年生までの受入れと安定した育成室の運営に専念することとしています。

開室時間の延長については、委託育成室では、午後7時までの開室時間の延長を実現しているところです。

更に民間委託を進める必要性については、保護者の方々の就労支援の観点等から待機児童を発生させないことを念頭に、増加している入室児童を受け入れるための指導員の確保を目的としているものです。

指導員の確保につきましては、様々に取り組んでいるものの、欠員解消には至っていません。

一方で、指導員の確保策の一つである運営業務委託による効果は、12か所の育成室の運営業務委託によって指導員59人分の確保と同じ効果を生んでいます。

しかしながら、増加している入室児童数に対して、現状でもなお直営育成室においては、40人以上の指導員の欠員状況にあり、待機児童を最小限に抑えるためにも、令和5年度以降、毎年2か所の育成室の運営業務委託を進め、令和8年度まで概ね8か所の運営業務委託を進めてまいります。

次に、民間委託の効果について、まず、指導員の確保については先程御説明させていただきましたとおりです。

続いて、社会的ニーズへの対応として、延長保育時間については午後7時までとなります。また、令和4年度に運営事業者を募集する予定の吹二育成室においては、長期休業期間中は、午前8時からの開室を公募の条件とする予定です。

続いて、委託事業者が独自で実施している事業の一例として、昼食提供等、英語レ

ッスンやそろばん教室などが行われており、これらの取組はサービスの向上に繋がっているものと分析、評価しているところです。

では、民間委託すれば何が変わるかということについて、実施主体は、直営でも委託でも吹田市となります。運営のみを委託しますので、運営主体はそれぞれ市と事業者に分かれます。民営化ではなく民間委託となりますので、吹田市が作成する仕様書に基づいた運営を実施してまいります。指導員の配置や業務内容、安全衛生管理、事故発生時の対応など仕様書に明記しており、基本的には直営と同様の保育内容で運営します。配慮が必要な児童への加配数も引き続き市が決定し、巡回につきましても、引き続き市のスーパーバイザーが状況確認し、必要に応じてアドバイスを行ってまいります。

使用料の徴収については、直営、委託ともに今までどおり市が行いますので、金額や支払方法に変更はありませんが、おやつ提供やおやつ代の徴収については、委託事業者が実施することとなり、支払は保護者と事業者とで直接のやり取りとなります。また、おやつ代の徴収と合わせて、これまで保護者会が集金していた教材費、けん玉やクッキングの食材費などの徴収も事業者にしていただくこともでき、保護者会の負担軽減にも繋がると考えています。

続いて、どのように事業者を選定するのかについて、選定を行うのは、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託事業者選定等委員会という附属機関で、委員構成は、5名以内で構成されています。

また、特別委員としまして、委託予定の育成室の保護者の方2名以内で、参画をお願いしています。選任については、来年の4月下旬から5月頃に調整をさせていただく予定です。

続いて、公募につきましては、令和4年4月から5月にかけて事業者を募集する予定です。

一次審査につきましては、6月～7月頃に応募事業者から提出のあった書類をもって審議を行い、各委員に採点していただきます。

二次審査につきましては、7月頃に事業者によるプレゼンテーション、各委員から事業者へのヒアリングを行い、各委員に採点していただきます。

ここまでの、前回の説明会で説明させていただいた内容で、ここからは、募集要領（案）、仕様書（案）について説明させていただきます。

まず、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務受託事業者共通募集要領（案）について説明させていただきます。参加（応募）資格要件について、応募できる事業者としては、保育所や幼稚園、他の育成室の運営実績がある法人に限っています。

次に、打合せ、緊急体制としては、現場の指導員と法人の責任者が常に連携が取れる体制であり、緊急なトラブル対応にも責任者が現場に駆け付けられることを条件としています。また、応募しようとする事業者には当該育成室を事前に見学し、実際の

保育環境や児童の様子を確認した上で、応募していただくことを考えています。見学につきましては、5月中旬を予定しています。

次に、引継保育に係る補助金について、事業者と委託契約を締結した上で、従来はおよそ2か月前から引継ぎを開始し、委託料で引継ぎに係る費用を支払っていました。今まで民間委託してきた育成室の保護者の方々や事業者からも引継期間はもう少し長い方が良いとの意見もあり、今回から、運營業務委託のスケジュール全体を見直し、引継ぎに係る期間を最大6か月とすることで、事業者の指導員と児童及び保護者の方々との信頼関係を徐々に構築していくことができると考えています。また、委託までの期間が長期に渡ることから、委託契約とは切り分け、その期間は連携協定を締結することで、引継保育に係る事項の取決めをします。直営の指導員と合同で保育を行い、直接児童と触れ合うことを通して、より綿密で入念な引継ぎを受けることができます。加えて、これまでの20日以上かつ80時間以上という要件に加えて、要配慮児童の保育を中心に、4月から円滑に運営する上で必要となる引継ぎの実績に応じ、事業者が要した経費を市から補助することで、主任指導員をはじめ、クラス担任や配慮を要する児童に対する配置予定の職員については、十分な引継ぎを受けていただきたいと思います。

続いて、運營業務受託に係る連携協定（案）について、令和5年4月までは決定した事業者とは委託契約関係にありませんので、契約書ではなく、この連携協定を交わすことで市と事業者で取決めを定めておくものです。内容につきましては、これまで仕様書に記載していた引継保育に関することと、保護者との打合せに関することをそのまま記載します。また、募集要領（案）に記載している引継保育に関する事項もそのまま記載します。更に、保護者との打合せに関しては、3月までに保護者と全体の懇談会や個人懇談を開催することや、入室説明会を開催することを記載する予定です。なお、下段に記載のとおり、事業者がこの協定内容を履行しない場合は、委託契約予定事業者として決定した事項を取り消すものとしているため、事業者には確実にこの協定の内容に則った引継ぎや保護者との打合せを行っていただく必要があります。

次に事業者の選定に係る評価項目と基準（案）について説明させていただきます。

一次審査は書類審査としています。公募に参加した事業者から提出された事業実施計画書を評価項目と基準に基づいて評価、得点化し、出席委員の半数以上から650点以上の事業者が一次審査通過事業者となります。二次審査については、一次審査を通過した事業者が事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともに、ヒアリングを行います。その上で、選定委員が評価項目とその基準に基づいて、採点いたします。その結果、①出席委員の半数以上が650点以上、②出席委員の採点のうち、最上位と最下位を除外した採点合計の平均が650点以上、③評価項目中、運営方針及び職員体制で、出席委員の半数以上から5段階中2以下の評価がない、④その他の評価項目で、出席委員の半数以上から5段階中1の評価がない、これら全てを満たす必要があります。

その上で、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定します。

会計状況につきましても、事業者から提出される収支計画書、前年度の収支計算書、損益計算書、貸借対照表などの書類とこれらに関するヒアリング審査を実施し、「採点合計が60点以上」、「各審査基準において、『劣っている』の評価を2つ以上受けていない」の2つの条件を満たす事業者を選定します。

最終的に、この事業実施に関する審査と会計状況に関する審査の両方において条件を満たした事業者を最優秀提案者に決定いたします。

続いて、吹田市立留守家庭児童育成室運営業務委託共通仕様書（案）について説明させていただきます。

指導員の配置につきましては、「吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた配置を求めており、1教室当たり放課後児童支援員を2人以上配置することとし、そのうちの1人以外は補助員に代えることができます。これは直営育成室と同様の基準としており、それに加えて、担任のうち1人以上は、放課後児童健全育成事業、保育所等での保育士又は小学校等での教員を2年以上経験した実務経験者を配置してもらいます。

なお、放課後児童支援員とは、保育士や教員の資格がある人で、都道府県が行う研修を修了した人です。また、保育士などの資格がなくても、一定の条件を満たせば、研修を受講することができ、放課後児童支援員になることもできます。

次の主任指導員について、育成室を円滑に運営する上で連絡体制を明らかにしておくため、主任指導員を1人配置することとしています。この主任指導員は、有資格者かつ実務経験者を要件としています。

次に業務内容につきまして、留守家庭児童育成室に勤務する指導員等は、「放課後児童クラブ運営指針」、「放課後児童クラブ運営指針解説書」の内容と現場の状況をしつかりと確認、理解した上で業務に当たっていただくことが大前提となります。その上で仕様書（案）に記載の児童の健康管理や適切な遊びの指摘などの「児童の健全育成に関する業務」、児童の出欠確認やおやつの実施などの「事業の運営に関する業務」を行っていただくこととなります。

おやつに関しましては、事業者が提供するに当たり、提供予定のメニューやアレルギーを有する児童に対するアレルギーの情報などを事前に周知することや、事業者が直接徴収することとなるおやつ代や教材費について、保護者の方から求めがあった場合の会計収支の報告など、各項目について具体的に記載しています。

最後に、今後のスケジュール（案）につきまして説明させていただきます。

現在開会中の、令和4年2月吹田市議会定例会において、令和4年度当初予算が可決されれば速やかに事務手続を進め、事業者選定等委員会の開催、事業者公募へと進めていきます。また、募集要領（案）及び共通仕様書（案）につきましては、4月中

旬実施予定の事業者選定等委員会を経て内容が確定するものですが、事前にいただいた保護者の方々からの貴重な御意見を踏まえ、今後加筆修正するなどして委員会に諮問したいと考えています。

スケジュールは御覧のとおり、早ければ7月中旬頃には事業者を決定し、保護者の皆様にお知らせしたいと考えています。その後、保護者懇談会にて受託事業者の紹介をさせていただき、10月頃から引継保育を始める予定としています。令和5年2月から3月頃には、受託事業者の指導員と保護者の方及び児童の三者での面談を行い、4月から事業者による運營業務を開始予定としています。

保護者の皆様に影響のあるスケジュールとして、5月中旬に応募事業者による育成室の見学を予定しています。また、特別委員となられた保護者の方には委員会に出席していただきます。7月以降、受託事業者が決まり次第、在籍児童の保護者の皆様にまずは通知をもってお知らせします。その後、保護者の皆様と受託事業者が直接お話しできる機会として保護者懇談会を開催します。また、2月から受託事業者による個人面談を行ってまいりますので、御協力よろしく申し上げます。

2【事前質問への回答】

まず、吹田市立留守家庭児童育成室運營業務委託共通仕様書案に対する御意見に対して、説明させていただきます。

指導員の配置等におきまして、留守家庭児童育成室の安定的な運営のため指導員の安定的、継続的な雇用配置に努めることという項目について、御意見をいただいています。正規雇用者のみで担任制なのか、その都度指導員の人数さえ足りていれば良いということではないため、不安定でかつ数時間の有期雇用の派遣スタッフの配置はないのか、このような御意見をいただいています。指導員は、児童と安定的、継続的な関わりを持てるように配置されることが必要でありますため、指導員の雇用に当たっては、雇用形態を長期的に、安定したものとすることを求めています。具体例といたしまして、募集要領の評価項目と基準に記載しており、主任指導員を正規での雇用としているかなどを評価しています。ただし、担任全員の正規雇用を絶対条件とはしていません。

続きまして、吹田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例では、職員の基準を定める項目があります。第三条で、放課後児童健全育成事業者は、事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならないと規定しています。また、放課後児童支援員の要件についても規定しており、高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事したものであって、市長が適当と認めるものとあります。こちらについて、高校卒業後2年間を補助員として業務したものが、主任指導員になることができると読める。また、仮に2年の間で勤務が週1回程度であった場合、実務経験のあまりない主任指導員となる可能性があ

り、要件として適当ではないと思われる、このような御意見をいただいています。

本市の条例に規定している放課後児童支援員に該当するものとは、放課後児童支援員の資格を有するもの、もしくは資格取得要件を満たしており、1年以内に取得見込みであるものとなっています。資格取得要件は、2年以上従事し、かつ総勤務時間が2000時間程度なければならないため、週1回程度で、2年間勤務したものが主任指導員になることはありません。なお、この条文につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準という国基準に基づいて規定しています。

続きまして、主任指導員については、必ず正規雇用のフルタイム従業員を配置すること、パートタイム、アルバイト従業員が主任指導員となることを禁止する旨を記載してほしいという御意見がございました。

募集要領の評価項目と基準に記載していますとおり、主任指導員を正規での雇用とすることが望ましいとは考えていますが、主任指導員の役割を理解していただいた上で、雇用形態を含め、職員体制についても事業者からの提案内容となります。なお、現在委託している育成室のすべての主任指導員は、正規職員として雇用されており、育成室の開室開始時間から終了時間までの時間帯は当該育成室で勤務する形態をとられています。

次に、法人内で1日に保育園業務との兼務など、ダブルワーク体制は不可にしてもらいたい。他の業種との兼務は避けるべき。そもそも保育内容が違いすぎる。またパートタイムで請け負える職種ではないと思うという御意見をいただいています。

指導員を安定的、継続的に雇用配置しようとする時に、事業者による創意工夫やノウハウの活用等により、効果的、効率的に運営していただくためには、事業者の方針や自由裁量というのは、一定認められるものと考えています。

そのため、午前中は保育所で勤務し、午後から育成室で勤務するといった柔軟な採用をすることで、指導員の安定的、継続的な雇用配置ができるのであれば、育成室の安定的な運営に繋がるものと考えています。

続きまして、民間委託決定後も、現在の指導員が山二育成室に就労を希望する場合は、児童への保育環境の変化を最小限にとどめる観点から、継続雇用を検討し、優先的に採用することを明記してほしいという御意見をいただきました。

山二育成室を含めたすべての育成室の安定的な運営と待機児童の解消を図るために民間委託を進めていますので、現在の指導員の事業者での継続雇用を前提とした内容を記載することは困難です。ただ、御意見にもございますとおり、民間委託に伴う児童への保育環境の変化を最小限にとどめることは重要であると認識していますので、事業者とともに、引継保育を丁寧に行うことによって、児童が安心して通える保育となるよう努めてまいります。

次に、仕様書の業務内容につきまして、宿題をできる環境整備や、外遊びの時間の確保、子供の指導の方法について御意見をいただいております、業務実施に関する基本的

な事項として、放課後児童クラブ運営指針などの内容を十分に理解した上で、業務に当たることとしています。また、行事につきましても、市が指定する行事を実施することと記載しています。市が指定する行事については、夏の文化行事、春の文化行事、入室説明会、卒室式、また、これまで各育成室独自に行われていた行事についても積極的に継続して行うこと、行事の存続については、保護者、地域の理解を得られるよう努めることと記載しています。

下校時の確認についての追記や、水分補給などの文言を追記してほしいという御意見があり、こちらにつきましては、出席児童の下校時間の管理についての追記や、熱中症対策として水分補給などに留意していただくような追記を考えています。

また、保護者連携等に関わる学級懇談会は、オンライン及び対面での参加ができるように追記してほしいという御意見をいただいております、事業者と保護者の方々の懇談を予定していますので、学級懇談会の開催方法については、事業者の方と協議していただければと考えています。

次に、安全衛生等について、小学校の長期休業期間中のお弁当について追記してほしいと御意見をいただいております。

一日保育で、児童が持参するお弁当については、昼食までの保管場所や気温など衛生管理に留意することという一文を仕様書に追記したいと考えています。

続きまして、現地検査、運営の検証改善等について、具体的にどの程度の頻度で行うのか明記してほしいという御意見をいただいております。

運営を開始した4月には、概ね週3から4回程度の巡回を行う予定としています。委託後の運営状況を見ながら巡回頻度は徐々に減らしていこうと思っておりますが、巡回にかかわらず、運営上のトラブルがあった場合は、すぐに出向くようにいたします。このようなことから、巡回頻度については、委託後の運営状況によって異なります。そのため明確な回数を設定することは困難です。また、募集要領（案）につきましては、応募事業者に対して条件を求めるものとなっているため、本市が行う巡回の回数を記載することは、内容にそぐわないと考えています。

次にアンケートの時期と回数を追記してほしいという御意見をいただいております。

保護者アンケートは、委託開始1年目については学期ごとの計3回、2年目は1学期終わりと年度末の計2回、3年目以降については年1回のアンケートを行っておりますので、詳細を記載したいと考えています。

次に、事業運営の実施状況の報告について、随時ではなく頻度を明記してほしいとの御意見をいただいております。

こちらにつきましては、市の職員が積極的に巡回しており、仕様書に基づき、保育内容やおやつ提供、学習活動、感染症対策などを確認しています。また、巡回の際には、指導員から保護者や学校との連携面についても聴き取りを行い、改善すべきことがあれば、その都度、受託事業者の責任者に伝えています。なお、受託事業者には、

定期的に月間報告書や事故報告書を提出していただいています。

続きまして、募集要領（案）に対する御意見をいただいています。

まず、引継ぎに関して、なぜ仕様書に記載しなかったのか。変えたことによるメリットデメリットなど御意見をいただいています。

これまでの引継保育は、運營業務委託前に2か月程度実施し、4月からの運營業務委託と合わせて委託契約を締結しており、委託料として執行していました。今回、委託までのスケジュールを見直し、委託事業者の選定を早めることによって、引継期間を長期間に設定することで、事業者の事情や現場の状況を踏まえ、柔軟に対応できるよう引継ぎに係る経費を補助金として執行します。そのため、4月までは業務委託に係る契約関係にはごさいませんので、連携協定を締結し、これまで仕様書に記載している内容の約束事を決めるものです。事業者が連携協定の内容を遵守しない場合は、募集要領（案）で記載する事項を満たさないことから、受託事業者としての決定を取消すこととなります。仕様書については契約書に付随するもので、契約内容の詳細を別で定めたものとなっています。

次に、引継保育の期間日数、時間の設定根拠について御意見をいただいています。引継保育の日数及び時間につきましては、育成室の運營業務委託を進めた当初においては、明確な基準を設けていませんでしたが、基準を設けている方が事業者にとっても引継ぎに従事しやすいこと、保護者の不安解消にも繋がることから、平成30年度から基準を設けました。他市においても、概ね1か月から3か月以内で実施していますが、明確な日数等の基準というのはごさいません。

次に、引継保育で何をどのように引き継ぐのか、どのような方がどれぐらい時間をかけて引き継がれるのか、詳細を記載してほしい、委託開始1か月前に少しだけなどではなく、1日保育やお誕生日会、行事の準備段階なども一緒に参加してほしい、授業のない日の引継ぎについて、最低日数を追記してほしいといった御意見をいただいています。

引継保育期間におきましては、年間の保育スケジュールや各種行事ごと、育成室での生活に関わる基本的な事柄、及び各入室児童について引継ぎを行います。児童の引継ぎにつきましては、配慮が必要なことや友人との関わりなどについて、児童一人ひとりの引継文書を指導員が作成し、それをもとに、対面で説明を行います。合わせて、実際の保育の中で児童の様子を確認しながら、指導員と入室児童の関係を構築しているところです。引継保育に従事する時間や指導員につきましては、事業者による指導員の確保状況によって異なりますことから、詳細を記載することは困難です。引継保育期間は、最大6か月としていることから、配慮を要する児童の登室日、準備も含めた各行事や取組を行う日を中心として、一緒に保育していただくことを想定しています。また、1日保育につきましては、基準日数を設定することは困難ですが、土曜保育も含めて経験していただき、これまでも3月は長期休業期間も含めて重点的

に引継ぎを行っています。

続いて、事業者から提出される事業実施計画書の内容が確認できない、別紙評価項目と基準に沿って審査できる書類となっているのか、という御意見をいただいています。

事業実施計画書につきましては、評価項目等、基準にある項目ごとに記載していただく様式としています。また、募集要領案に評価項目と基準を添付している理由として、応募する事業者には、審査基準及び審査の視点をあらかじめ理解していただいた上で提案していただきたいと考えているためです。

次に、入室児童数見込と教室数は、事業者の指導員確保状況等により確定するのかという御意見をいただいています。

入室児童数見込につきましては、5月時点の小学校の児童推計をもとに、各学年の入室率を用いて見込んでいます。教室数は、その児童見込数に応じたものです。募集要領（案）に記載する教室数を運営することは、公募条件となりますので、事業者はそれに応じた指導員を配置することとなります。

3【質疑応答】

保護者：連携協定の内容は、市と指導員と保護者で協議し、その内容を踏まえて作成していただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

吹田市：連携協定の内容は、行事一つひとつの内容など、細かな内容まで記載するものではありませんので、これまでどおり仕様書に記載していた内容をそのまま引き継ぐ予定です。

引継保育は、市の職員、現場の指導員が行います。現場の指導員も、これまで関わってきた保護者の方々の思いも理解していますので、指導員と共に、事業者には保護者の方々の思い等を確実に引き継いでいきたいと考えています。

保護者：最低ラインとして、20日以上・80時間以上という基準はありますが、指導員の方たちとしても、引継期間の最大6か月の中で、毎日でも引継保育に入っていたきたいという思いでおられると思いますので、その辺りを踏まえた内容にしていただきたいです。

保護者：引継保育の時間に関して、必要に応じて期間を延ばしていくと説明がありましたが、必要に応じてとはどのような場合を想定しておられるのでしょうか。

吹田市：引継保育に少しでも多くの時間をかけて実施してほしいという保護者の方の思いは理解しています。これまでの20日以上・80時間以上という基準は最低条件として変わりませんが、最大6か月という期間でしっかりと引継保育を実施できるように設定をさせていただいているところです。

必要に応じてとは、保護者の方の思いもありますが、事業者としても引継期間をもう少し長くしてほしいという意見がございました。

主に要配慮児童への対応や行事など、これまで2か月の引継期間で実際に行事を体験せずに書面だけでの引継ぎでは難しいという意見もございました。現場の指導員に関してもそういった面で実際の保育を通して伝えたいことがありますので、事業者の方にはそういった点を重点的に引継ぎを受けていただきたいと考えています。

昨年度に実施した引継ぎの実績としまして、20日以上80時間以上という条件でしたが、2か月で約40日、時間にしては200時間程度ということで1名だけではなく複数の職員が引継保育に従事しています。

保護者：延べと記載があるので、例えば一日に4人が来て4時間従事すると、4日、16時間という計算になるのでしょうか。

吹田市：日数に関しましては、1日従事すれば1日になります。4人が1時間従事すると延べ4時間となります。

保護者：1日何人来ても1日とカウントされるということですね。

吹田市：そのとおりです。

保護者：配慮が必要な児童の引継ぎに来られた方は、運営開始後も、引継保育で担当した子供を担当するという事でよろしいでしょうか。

吹田市：要配慮児童に対する職員ということで、市としても引継保育に従事する職員に引き続き担当していただきたいと考えており、事業者もその思いがあると考えていますが、絶対に引き続き担当しなければならないということは条件としていません。

ただ、連携協定の中で、運営を開始する際に配置しようとする指導員に従事させるものとして記載しており、誰が要配慮児を担当するかは、その時の状況で判断するものですので、引継ぎをしながら児童一人ひとりに合う職員を選ぶという考えが事業者としてはあると思っています。

まだ配置職員が決まっていない状況であれば、担任に入る予定の指導員や、主任指導員が基本的には引継ぎ、全体を統括することで、事業者には引継保育をしていただきたいと思っています。

保護者：3点質問があります。1点目が、特に心配するのが子供たちへの負担の部分です。4月は本来であれば、指導員も進級した児童たちも、新一年生のフォローに入るのが、4月の様子だと思いますが、進級した子供たちが下級生をフォローできるのは安心して過ごせる環境にあることが前提だと思うので、環境が変わることに伴う上級生の児童の負担が心配だということと、指導員も一年生へのフォローがあると思うので、子供たち全体のストレス、メンタル面でのフォローを大事に考えていただきたい。特に4月、5月の連休明けも含めて、例えば1学期だけでも、体制を手厚くしていただきたいという要望をしていただくことは可能でしょうか。

2点目、待機児童に関して、令和4年4月時点で、新4年生で待機児童が発生していると伺っています。待機児童を解消するための委託と考えて良いのでしょうか。先ほどの説明の中で、入室見込数に基づいて運営教室数を設定するとありましたが、入室見込数はどのように算出しているのか。待機児童が発生しないとどこまで確約していただけるのか知りたいです。

3点目、担任になる指導員が有資格者で実務経験がある方が1名以上と仕様書に記載がありましたが、それは主任指導員と兼任して良いということなので、例えば山二育成室が4クラスでスタートとすると、他の3クラスの担任は資格も経験も無くて良いのか。基準は直営と同じとのことですが、その基準は満たしていたとしても、今より環境が悪くなる、つまり先生方の力量が不足した状態で始まることは、子供たちの負担になると思いますので、直営の運営よりも環境が悪くならないように委託事業者に求めてほしいです。

吹田市：1点目の子供達のストレスについて、4月、5月というのは、委託に拘わらず直営も同じように、新一年生が入室することで、学級が不安定になるという状況はあります。これに関しましては、今回から最大6か月の引継期間を設定していますので、初めての指導員でスタートするのではなく、顔なじみの指導員が引き続き4月にいるということで、少しでも児童のストレスを軽減したいと考えています。

また、4月、5月に指導員を手厚く配置してほしいという要望については、事業者の提案にはなりますが、これまでの事業者であれば、1クラスに2人の指導員配置のところを、更にもう1人配置すると考えられているところもありました。これに関しましては、事業者選定後の保護者懇談会等で事業者の運営方針などが分かりますので、その際に保護者からの御意見として要望を伝えることができます。市からも事業者へお願いしたいと思います。

2点目、山二育成室には、現在、待機児童が発生しており、大変申し訳ございません。これにつきましては、令和5年度、新しく4教室ある施設での運営業務ということで、あらかじめ公募の条件としていますので、確実に4教室で運営していただく事業者を選定するということとなります。

児童推計については、5月時点の小学校の在籍児童数に基づいて、これまでの山二育成室の入室継続率に基づき算出しているもので、現在の児童数ではなく、今後予想される児童数となります。

3点目、有資格者は担任1人だけが実務経験2年以上ということではなく、各クラスの担任は1名以上が2年以上の実務経験がある方を配置しなければなりませんので、一定の経験を積んだ指導員が配置されることとなります。事業者もそれぞれ運営実績がございますし、それなりの実績の職員を配置していただきたいと市からも要望させていただきます。

保護者：待機児童に関して、4クラスになったら待機児童は解消するのですか。

それから、委託事業者が選定されなかった場合、また同じぐらいの待機児童が発生する見込みですか。

吹田市：山二育成室は、現在13人の児童が待機しています。そのため、1教室増やすことができれば45人分の教室確保ができるということになりますので、今年度においても指導員の体制さえ整えば、待機児童は解消されます。令和5年度の入室希望数が確定していない段階では、確実には言えませんが、現在の児童推計では、4教室での運営で待機児童が解消される見込みです。仮に5教室目が必要になるのであれば、事業者にはもちろん、更なる指導員配置を求めていると考えています。

また、委託事業者が決まらず、直営のままであっても、現在3教室の運営ですが、現時点で学校の御協力もあり、少し小さい部屋になりますが、4教室目を確保しています。そのため、指導員を確保できれば、待機児童は何人かは解消できる状況ですが、市として様々な取組で指導員を確保しようと思っておりますが、なかなか厳しい状況にありますので、来年度すぐに解消することは難しく、令和5年度において、直営での運営であれば、現在の状況では解消の目処は立っていないということでございます。

保護者：連携協定を結ぶことによって、最終的に引継ぎが十分ではなかった場合に契約解除もできるとのことですが、引継ぎができていないかの判断は、保護者や指導員から見た引継不足という判断が反映されるものなのでしょうか。判断基準を知りたいです。

吹田市：あくまでも引継保育を行うのは、市の職員と直営の指導員になりますので、引継不足が起こらないようにしっかり引継ぎを行っていきたくと考えています。もちろん事業者にも4月から円滑に運営していただく上で必要な引継保育を受けていただくよう求めてまいります。

保護者：最低基準を満たしていれば問題ないということですか。保護者や現場の意見を反映させることは可能でしょうか。また、どのような場合に契約が結ばれない可能性があるのでしょうか。

吹田市：連携協定に関しましては、引継保育を最低20日以上80時間以上することと、安定した運営を図るために引継保育は4月から配置する職員を配置すること、更に3月までに保護者の方との懇談会を実施することなど最低限の取決めを行っているものですので、事細かな引継保育の内容は、現場の指導員等が直接引き継いでいきますので、そういった中身は連携協定の中に入っていません。

保護者：1点目に、運営委託することで指導員を確保できると考える根拠を教えてください。

2点目、おそらく事業者の応募段階では、職員の採用はされていないと思い

ます。実際、この案件を受託できたら採用するというものかなと思いますが、12月ぐらいから募集をかけて4月には、結局採用できませんでしたとなった時が不安です。

3点目、吹田市でも様々な方法で指導員確保を行っているとのことですが、待遇面での問題も大きいと思います。その原資となるのは業務委託料で、各法人が裁量で使うと思いますが、人件費の額は決まっているのか。

4点目、公募の結果、1事業者しか応募がなかった場合、選定はどうなるのか。また、事業者から見積り上限額より低い金額で提案があった場合、採点上で良い評価になるのか。

吹田市：1点目の指導員確保ができると判断する根拠ですが、委託をすれば、その育成室の指導員確保は事業者で行うこととなります。仮に、12か所の育成室の運営業務を委託していなければ、現在の直営の指導員体制では12か所は運営できていなかった可能性がございます。確実に委託することで指導員確保に繋がっており、今後も委託を進めていく根拠としています。

2点目に関しましては、これまで12か所の委託を進めてきた中で、4月に所定の指導員を配置できなかったという事例はございません。仮に採用ができなかった場合は、法人内の別の施設で雇用している指導員を異動させて、配置する等で対応をしています。また、既に運営している施設に多めに職員を採用されているといった事業者もございます。

3点目、運営業務委託料につきまして、放課後子ども育成室で進めている民間委託は、費用を安くするためのアウトソーシングではございませんので、直営の人件費をベースに委託料を積算しています。教室数が増えれば増額し、指導員を確実に安定的に配置できるような形で雇用していただきたいと考えています。

最後の4点目、応募が1事業者のみの場合ですが、公募型プロポーザル方式として、提案型の公募を行っています。募集要領の評価基準に、安ければ良いという評価はございません。そのため、決して金額が安いから選定されるわけではなく、保育の内容を重点的に審査し、選定しますので、応募が1事業者であっても即座に選定されるわけではなく、その事業者の提案内容に基づいて評価をし、基準を満たせば選定されますが、その内容が良くなければ基準を満たさないということになりますので、選定されないということになります。

他に質問がなければ、本日の説明会を終了します。

(終了)